

吹田市国民健康保険課既存什器収集運搬委託業務及び吹田市国民健康保険課既存什器処分委託業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和6年5月27日

吹田市長 後藤圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市国民健康保険課既存什器収集運搬委託業務及び
吹田市国民健康保険課既存什器処分委託業務

2 業務概要

別紙「業務仕様書」に定めるとおり

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 最低制限価格

設定しない

5 入札回数

2回までとする

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）に登載されている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている

者であること。

- (6) 収集運搬業者は産業廃棄物の排出場所と処分場所、それぞれの区域を管轄する都道府県知事又は政令市長から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていること。
- (7) 処分業者は、処分場所の区域を管轄する地方公共団体の長から産業廃棄物処分業の許可を受けていること。

7 入札参加資格の確認

- (1) 本入札に参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、
 - (2) に示す書類を提出し、本市の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 産業廃棄物収集・運搬および処分業の許可証（写し）
 - ウ 業務提携書
 - ※収集運搬業者と処分業者が別の場合のみ提出
 - 吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市国民健康保険課既存什器収集運搬委託業務及び吹田市国民健康保険課既存什器処分業務に係る一般競争入札からダウンロードすること。
- (3) 提出期間
 - 令和6年5月27日（月）から令和6年6月5日（水）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）
- (4) 提出先
 - （持参の場合）吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所低層棟1階
113番窓口
 - （郵送の場合）〒564-8550
吹田市健康医療部国民健康保険課給付グループ
- (5) 提出方法
 - 持参又は郵送（書留郵便に限る。前記（3）の提出期間内に必着のこと。）によるものとする。
 - 収集運搬業者と処分業者が別の場合には代表してどちらかの業者が提出・入札すること
- (6) 入札参加資格の確認結果通知
 - 入札参加資格の確認結果は、申請書に記載のあったメールアドレスへ電子メールにより通知する。（令和6年6月10日（月）通知予定）
- (7) その他
 - ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された申請書類は、返却しない。

- ウ 期限までに申請書類を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- エ 提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- オ 申請書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止を受けることがある。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由等について「吹田市工事の入札等に係る苦情処理手続要領」に基づき申立てにより説明を求めることができる。この場合、同要領第3条の契約主管課は吹田市健康医療部国民健康保険課とする。

9 入札関係書類の配付

本件の入札関係書類は、吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市国民健康保険課既存什器収集運搬委託業務及び吹田市国民健康保険課既存什器処分委託業務に係る一般競争入札）からダウンロードすること。

10 入札金額

- (1) 入札参加者は消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を除いた額）を入札書に記載すること。
- (2) 業務実施にあたり必要な準備業務については、受託者の責任で実施すること。よって、本市は、準備業務に係る費用を別に支払わない。

11 質疑

(1) 質疑受付

本件に関する質問は、下記のとおり質問書の提出による。なお、質問書の提出は資格審査結果によらず提出できる。（説明会は行わない。）

- ア 提出期限 令和6年6月5日（水）午後5時まで
- イ 提出先 「21 問合せ先」のとおり
- ウ 提出方法 電子メール
件名を事業者名+送信年月日とすること。

【例】令和6年5月25日に質問書を送信する場合
「株式会社●●●●20240525」

(2) 回答

提出された質問については、令和6年6月10日（月）に入札参加資格があると認められた者全員に電子メールにて質問回答書を送信する。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

1.3 入札及び開札の日時等

(1) 日時 令和6年6月20日(木)午前10時00分

(2) 場所 吹田市役所低層棟2階 税務会議室

(3) その他

ア 郵送・宅配・伝送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

ウ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

エ 再度入札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1.4 入札の無効

次に各号に該当する入札は、無効とする。

(1) この公告に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札

(2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札

(3) 入札参加資格確認申請の証拠書類を提出しない者がした入札

(4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置条件に該当する者がした入札

1.5 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

1.6 契約の締結

入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し契約を締結する。

1.7 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。

1.8 契約保証金

契約金額の10/100以上

1.9 契約金支払条件

業務の完了後すみやかに支払うものとする。

2 0 その他

- (1) 入札参加資格の確認で資格有の確認を受けた者が1者であってもこの入札は有効とする。
- (2) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (3) 本公告は、入札説明書を兼ねる。

2 1 問合せ先

吹田市健康医療部国民健康保険課 給付グループ

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06-6384-1337 FAX 06-6368-7347

E-mail : kokuho@city.suita.osaka.jp